

平成 2 5 年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 4 5 分
開催場所	松阪市役所第 2 分館 2 階会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聰子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	房木 契約監理担当参事 廣田 検査指導室長 佐藤 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 2 5 年 7 月から 9 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本聡子委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 2 四半期の入札件数は 136 件（内訳：工事 109 件、委託 27 件）、契約金額 28 億 2,167 万 5,500 円（内訳：工事 26 億 8,052 万 850 円、委託 1 億 4,115 万 4,650 円）、落札率 86.54%（内訳：工事 87.65%、委託 69.79%）、平均入札参加者数、13.2 社となっております。入札件数は第 1 四半期と合わせると 245 件（内訳：工事 188 件、委託 57 件）、となりました。昨年同期では、入札件数 268 件（内訳：工事 216 件、委託 52 件）となっており、前年比では減となっていますが、一方、契約

委 員	事 務 局
	金額では昨年度 41 億 3,655 万 705 円に対し、今年度 45 億 419 万 1,300 円と前年比約 3 億 7,000 万の増となっております。 国の補正予算等による交付金事業の増や、例年この時期は国や県も含め発注が集中することから、業者の受注工事が増加する時期で、下請け不足、技術者不足などにより、入札参加者が減少傾向にあります。今後は、参加者減少による入札不調も懸念されるところで、状況を注視しながら発注していきたいと考えています。 ・指名停止措置の運用状況について 第 2 四半期の指名停止措置としては 1 件ございます。内容としましては、他市の発注工事における安全対策の不備から、労働安全衛生法違反として罰金 10 万円の略式命令を受けた業者について、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当し、指名停止措置要領の規定から 1 ヶ月の指名停止措置を行ったものでございます。 また、この案件と同様の事故は当市発注の類似工事においても起こりうる事であり、「安全管理」に対する配慮を十分に行うよう、各所属の職員に対して改めて周知、注意喚起を行ったところです。
●抽出事案の審議（坂本聡子委員抽出）	
・今回の抽出事案につきましては、毎回慣例になった落札率の高かった案件と参加者の少なかった案件を抽出事案とさせていただきました。それら案件につきましては、事務局で抽出事案のリストを整理していただいていますので、経緯について説明をいただきたいと思います。特に、過去からの最低制限価格の在り方を指摘する中で、今回落札率が高くなった案件が比較的多く見られたと思いますので、監視委員会からの意見書等を踏まえた、その後の対応等に改善等があれば伺	・今回の抽出いただいた事案に関連しまして、従来の最低制限価格の設定方法について、この 10 月公告分から、試行要綱により方法を一部変更し入札を実施しておりますので、まずはこの件についてご説明いたします。経過としましては、委員の皆様ご存知のとおり、抽選による予定価格の決定、それにより最低制限価格が決定される現制度の中で、結果として応札者の多くが最低制限価格を下回り、高値の応札者と契約に至るケースが、従来から時折発生する状況で、この四半

委 員	事 務 局
いたいと思います。 二点目として、この四半期の発注の中で、設計金額が約6億8千万円で最も高額であった、「第25-101号新中部台配水池改築工事」ですが、前回の監視委員会で入札結果の説明がありましたが、参加条件、入札方法と結果に関して一連の経緯を整理しておく必要があると思いますので改めて説明を受けたいと思います。 三点目として、監視委員会からの意見書においても検査体制の充実ということで意見を述べさせていただいていますが、実際の検査の体制や検査の方法、また年間の検査実績などについて、今後の課題等があれば含めてお話を伺いたいと思います。 以上、三点を抽出事案とさせていただきます。	期においても数件ございました。また、前回の監視委員会で村田委員から個別抽出いただいた「中部台配水池改築工事」についてもこの事象によるものでございまして、これらの改善策として試行要綱を策定し取り組むものでございます。 対策の内容としましては、当委員会からの意見書にもございました、予定価格の変動幅を2%から1%に小さくする方法でございします。従来は予定価格を抽選により設計価格の99.99%から98.00%の2%幅で変動させたものを、99.99%から99.00%までの1%幅に変更するもので、これにより応札額の集中、課題事象の発生抑制を期待するものです。また、予定価格の抽選が少数第1位と第2位の計2名になることから、入札立会人を3名から1名減らし、業者負担の軽減を図ります。これに関連して、全社が最低制限価格を下回った場合、従来では98.00%に再設定していたものを99.00%に設定することに改めました。また、土木、建築、水道本管など本来一定の参加者が見込める案件については、有効入札者が5社未満になった場合には、予定価格の設定を抽選によらず、99.00%に固定することといたしました。 この課題に対する対策としましては、この試行による結果に十分留意し、今後進めてまいりたいと考えております。 それではそれぞれの抽出案件について説明いたします。 入札参加者が5社以下と少なく、落札率が90%以上となった案件は計4件ございました。 公告番号133につきましては、特殊な業務内容で、履行担保のため実績を求める必要があることから、参加者数の確保が多くは見込めないと推察し、競争性の確保のため、地域条件を県内の業者にまで広げ発注いたしま

委 員	事 務 局
	したが、やはり業務内容、規模などから、結果として 1 社のみの参加となったものと考えております。 公告番号 154、155、207 につきましては、内容が機械、電気関係など特殊であることなどから、競争性確保のため参加可能業者を全国に広げ発注をいたしました。参加可能業者が限定される仕様内容ではございませんでしたが、その特殊性や既存施設との連携が必要となる工事もあったことなど、結果として少ない参加者数となったものと考えております。 次に、入札参加者が 5 社以下と少なかった案件については 12 件ございました。 公告番号 111、126 につきましては、小中学校施設の改修工事で、夏休みの期間中に複数の学校施設において工事を進める必要があったことなどから、結果としてそれぞれ 5 社の参加となったものと考えています。 公告番号 245 については、道路改良工事のための地質調査業務で、一定の参加可能業者数は見込めた案件ですが、規模が小さかったことなどから 5 社の参加となったと考えています。 公告番号 182 については、市営住宅の主にベランダ防水工事で、先程と同様にある程度の参加が見込めた案件ですが、工事に当たっては住人との調整が必要となるなど、現場の施工条件が難しいこともあり、3 社の参加になったものと考えています。 公告番号 131 の除草工事については、少額であったことから参加が少なかったと考えております。 公告番号 204 については、街路樹剪定など、従来から造園工事として専門性も高く、市内においては限られた業者となることから 5 社の参加となっております。 公告番号 145 については、小学校の放送設備改修工事で、電気通信として専門性がある

委 員	事 務 局
	ことから5社の参加となっております。 公告番号229については、ポンプ場の機械設備改修工事で、専門性のある内容であること、希望価格の採用からも、参加が少ないことを見込み、全国業者を対象に発注公告しましたが、3社の参加となりました。しかし、落札率は65.67%と、十分競争性は発揮されており、適正な品質確保がなされるよう施工監理を進めたいと考えております。 公告番号246については、橋梁の健全度評価業務で、特に専門性の高い業務でもないことからある程度の参加者を見込んでおりましたが、結果は2社の参加となりました。技術士が2名必要であったことなども影響したものと考えています。 公告番号140、180、214については土木一式工事で、もう少し参加があっても良かったのではと思うところですが、140と214は飯南地域であること、180は嬉野地域ですが工事内容などから5社以下の参加となったものと考えております。 次に、希望価格方式による案件は4件ございました。 履行判断が簡潔であることや、専門性が高く競争性が乏しいと思われる工事や業務の内容から、いずれも設計金額から一定率を差し引き、最低制限価格を設定しない希望価格方式により発注を行ったところ、参加業者による競争性が確保された結果、資料記載の落札率となり、一定の効果が得られたものと考えております。 次に、二点目の抽出項目としてあげていただきました、中部台配水池工事についてご説明いたします。 この工事の発注にあたりましては、平成23年度に発注しております、射和配水池工事の考え方をベースに進めております。過去の配水池関係の発注と同様ですが、規模も大

委 員	事 務 局
	きく配水池の構造からも、工事内容が通常土木工事とは異なることから、従来の発注基準より1ランク上に条件設定をし、合わせて同種工事の履行実績を求めています。 そのような考えのもと、参加可能となる業者については、JVでの参加を条件とし、競争性と市内業者の受注機会の確保を行ったところです。入札結果といたしましては、期待に見合う一定の参加数があったものの、資料のとおり結果となりました。工事ごと、入札者ごと、それぞれの状況下で積算され入札される金額であることから、この例のような結果となることもございます。現行制度や関係法令等に沿って進める一般競争入札の結果ではございますが、公平公正、競争性を確保しながら今後も入札制度検討を進めたいと考えております。 次に三点目の検査体制等についてご説明いたします。 現在の検査体制につきましては、まず検査員については、契約監理課に5名の専任検査員に加え、各所属の主幹級以上の職員29名を併任検査員として任命し、合計34名の検査員体制で進めております。検査執行については契約監理課職員によるものが全体の約8割程度を占めております。 年間検査件数としましては、平成24年度実績で、土木工事198件、建築工事90件、水道工事41件、設計測量等業務76件、その他47件で合計452件の検査を行っております。また、年を通じた検査業務は年度末に集中し、3月検査が157件で全体の約35%を占めております。 検査の内容としましては、完成検査のみならず、中間検査もございます。また検査対象となる工事等については、土木工事では道路改良、河川改良、道路舗装、側溝修繕や下水道管工事、漁港関係の海岸工事、林道整備工

委 員	事 務 局
	事、橋梁耐震工事もございます。建築工事は、学校、保育園、病院、市営住宅などの市施設の改築、修繕工事、またその他の工事として、電気工事や水道本管工事などもございます。業務委託についても、設計、測量、調査など多種にわたり、検査執行におきましては多種多様な案件が対象となります。 また、検査の方法としましては、書類検査と現場検査に分けて行います、工事規模や内容により変わりますが、概ね半日から一日で終了します。例えば書類検査では施工計画書や工程表により適正に工事を進めたか、工事写真等では現場確認できない部分の検査なども行います。また、コンクリートなどの試験結果の書類検査、適正な下請負契約の締結、建設業許可、技術者の配置なども確認します。また、現場検査においては、設計どおりの内容で施工されているか、寸法や勾配など計測確認し、下水道管の検査では、管が地下に埋まっておりますので、マンホールから、リモコンのビデオカメラや測量機械を利用することもあります。舗装検査では、舗装に検査用の穴を開けて舗装厚を確認します。品質関係ではコンクリートの強度確認、見栄えや仕上がり状況も検査の範囲となります。 検査結果については、各検査項目について検査員と監督員で評定します。昨年度の平均点は 79 点となっておりますが、評定結果が 60 点未満となると不良工事となり、回数により注意勧告や指名停止としております。一方、90 点以上の場合は優良工事とし、市内業者については表彰制度があり、2 回以上で受注制限件数等において優遇措置を設けております。昨年度の優良工事は 8 件ございました。 また、今後の検査における課題としましては、土木、建築工事などは知識経験も豊富であることから問題ないですが、機械設備などの工事においては特に専門性が高く、規模の

委 員	事 務 局
	大小もありますが、他の自治体では検査を外部委託しているところもあり、特に規模が大きい、専門性が高いケースが出てまいりますと、検査レベルの確保という点では、将来的な課題としています。 また、説明しましたとおり各所属の職員を併任検査員としていることから、検査内容の平準化を図る必要があり、マニュアル整備や、毎年の研修実施などにより努めているところでございます。
・当委員会から意見している予定価格の設定方法について、現在の状況と考え方を伺いたい。	・過去からご意見をいただいております、98.00%から 99.99%までの 2%の範囲で設定している予定価格につきましては、試行要綱を策定し、この 10 月公告分の案件より、99.00%から 99.99%の 1%の範囲で設定する方法を試行しております。従来の 2%幅の考え方としては、過去の入札参加者数が平均 20 者を超え、設定範囲が狭いと同価入札が発生する可能性が高くなることから 2%を範囲設定としておりましたが、近年、入札参加者が減少傾向にあり、その必要性が低くなったと考え 1%の範囲としたところです。
・同じ 1%の幅でも 98.00%から 98.99%にできなかった理由はどのようなものか。	・本来、設計金額からの不必要な歩切りについては避けるべきと考えており、これについては国からも要請があるところですので。先ほど説明しましたとおり、現時点でその必要性が低くなったと判断したことから、設計金額に対して最大 1%減の範囲内としたところです。
・規模の大きい一定金額以上の案件のみを対象とする方法もあったと思うが、全件を対象にしているのはどのような考えか。	・金額の大小を問わず、この事象と考え方は同じであることから全ての案件を対象としました。また、全件対象で立会人を 2 名にできることから、業者負担の軽減にもなっています。また、1%幅とすることで、時折発生する高値落札についても、効果が期待できる

委 員	事 務 局
・予定価格の設定については、従来からの検討にもあるように様々な方法があり、著しい応札額低下の可能性を含む方法もある。それらの方法を採用すると履行の確保とのバランスが難しいところと思うがどうか。	ものと考えております。 ・入札者の企業努力で入札額が下がるのは望ましいことですが、平均型や低入札価格調査等の採用による過剰な入札額の低下は望ましい事でないと考えています。安価な契約により履行確保が懸念され、契約前に条件を付したり、体制の強化を求める必要が生じます。その点慎重に判断していくべきと考えております。 いずれにしても今回の1%範囲の設定につきましては、予定価格の変動幅を抑えただけですので、工事の品質、出来栄には特に影響はないと考えています。
随意契約締結に係る意見聴取について	
	・資料のとおり、今回は対象として10件の随意契約案件があります。 ①蝦夷屏風保存修理業務委託 ・対象となる蝦夷屏風は、松浦武四郎記念館で保存しているもので、大久保利通からの手紙など重要な書簡などが貼り付けられている非常に貴重なものです。この業務はその経年劣化著しい屏風の保存修理を行うものですが、文化財修理は材料や修理方法の選択を誤ると、資料の価値を大きく損なうため、失敗が許されず、構造や材質に関する専門的な知識と、十分な経験に基づく高い修理技術が要求されます。また、補助事業となることから、文化庁にも助言を受けながら進めてまいりましたが、大量の文書が両面に貼り付けられた屏風の修理は、これまでに類例が無く、国としても初めて取り組む修理で、修理中に下張りから重要な文書が発見されるなど予測不可能な事態も想定されます。このような状況に対応するためには、19世紀に制作された蝦夷屏風と同時代の文書資料を修理し

委 員	事 務 局
・実績のある事業者は、この1社だけか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	てきた実績が必要であり、文化庁と協議を重ねた結果、それらの条件を充たす業者との随意契約となったものです。 ・契約相手は滋賀県所在の事業者ですが、東京に実績を有する別会社がある1社あります。しかしながら、屏風の運搬距離、時間が長くなることから、できる限りリスクを減らすことが必要であるとのことで、文化庁との協議により決定しました。
・該当のタオルの取扱い業者は1社のみか。	②敬老記念品・平成25年度敬老記念品購入 ・松阪市では毎年、本庁管内の80歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福し、お祝メッセージと共に、敬老記念品を贈呈しています。平成25年度の記念品選定については、東日本の震災復興支援に取り組んでいることから、平成24年度に引き続き陸前高田市復興応援センターの「復興グッズ」の中より、生活雑貨のタオルを購入することとしました。 長寿をお祝するとともに、うすらぎつつある復興支援の更なる理解及び防災意識の高揚も図るものであり、一本松プロジェクトのタオルを選定し、その取扱い業者と随意契約するものです。 ・取扱い業者は現地に2社ありますが、もう1社のタオルは昨年採用しており、同じもの、同じ柄になってしまうためもう一方の事業者との随意契約となります。また、売り上げの一部は復興寄付金になります。

委 員	事 務 局
・このような記念品は食べ物などにする場合もあると思うが、防災意識の高揚や復興支援を目的としており良いことと思う。個人的に聞いたことだが、昨年に続き今年のタオルは絵柄、質、共に良かったという事を聞いた。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	・どなたでも使用いただけるという考えでタオルを選定しており、概ね好評をいただいております。
・三重県市町総合事務組合が第2期共有デジタル地図事業として県内全域の数値地形図の作成を行っている。それに携わる業者であることも有利であるということか。	③松阪市都市計画図等作成業務委託 ・松阪市都市計画図の作成にあたっては、三重県市町総合事務組合が第2期共有デジタル地図事業として県内全域の数値地形図の作成を行っており、これらの作成業務は、三重県市町総合事務組合が発注し、今回の契約相手も携わってきました。松阪市統合型GISのシステム更新にあたっては、現在の契約相手が著作権を有するシステムを使い、松阪市との共同開発により松阪市独自の個別システムの開発を行い構築されたものです。また、毎年データ等の更新業務を行うとともに、保守点検等行う中で、松阪市統合型GISを維持・管理し、松阪市が所有する様々なデータを一元管理するシステムとして稼動してきたものであります。松阪市はすでに全庁型GISのライセンスを所有しており、現在の統合型GISで構築された各課個別システムもスムーズに移行することができ、ついでに、他社システムの構築と比較して費用も軽減されることから、随意契約を締結するものであります。 ・従来から契約相手が開発したシステムにて運用していることが随意契約の主な理由となりますが、地図作成に携わっていることは業務を進める上で有利となるものと考えています。

委 員	事 務 局
・他社のシステムは競合しないのか。経費的に不利ということか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・他社システムへの移行については、可能性や経費面について検討しておりますが、新システム構築が必要となり明らかに高額となることを確認しております。
・現在のシステム構成の中で、共有する機能は共有させ、経費削減し、設置場所の分散により安全性が確保できている。そのため、今回は随意契約になるということか。	④インターネットサーバー等機器賃貸借および保守委託 ・平成 20 年 12 月 1 日に賃貸借契約したインターネットサーバー等の契約期間が本年 11 月 30 日で満了するため、5 年間運用してきた機器の更新を行うものです。既存の「インターネットサーバー」の下には「電子入札システム」が接続されており、インターネットサーバーのファイヤーウォール・スイッチングハブ等の機器が共用されています。 昨年度の電子入札システムの更新において費用の削減を図るため、これら通信回線やインターネットサーバー機器等を共用することとし、また、松阪市の情報関連機器等を複数の場所に分散設置することで、有事の際のリスク回避を図っております。 これらのことから、総合的に比較検討した結果、現在の設置場所のまま機器更新を行うことが必要となることから随意契約となるものでございます。 ・はい。総合的な比較検討の結果、随意契約を行うものです。

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・例えば一本の電柱が倒れても両方のネットワークが遮断されることは無いということか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑤広域情報ネットワーク幹線利用契約 本契約は、本庁と振興局を結ぶ情報ネットワークに係る、広域情報ネットワーク幹線利用契約が期間満了することに伴い、更新を行うものです。本庁と各振興局とを結ぶネットワーク幹線は有事のための冗長化を目的とし、2本のルートを構築していますが、今回の契約はその内1本の契約を更新するものです。現在それぞれのネットワーク契約をしている2社以外にもう1社事業者がありますが、そのルートは、既に契約している事業者のネットワークを使用していることから該当せず、引き続き有事のための冗長化、ネットワークの切替えを行う環境整備のために更新の随意契約となるものでございます。 ・部分的には同じ電柱を共用している所もあると思いますが、基本的には別ルートを通っておりその可能性が低いということです。 ⑥地域振興局情報ネットワーク機器賃貸借契約 本契約は、平成21年10月1日から平成25年9月30日までの間について、入札により決定した事業者と契約締結している、松阪市地域振興局情報ネットワーク機器賃貸借契約の期間満了に伴い、再契約を行うもので

委 員	事 務 局
・資料に記載の金額は再契約の金額か。 ・平成 28 年度に見直しを予定している現在、出来るだけ経費をかけずにシステムを維持する、との考え方であるということか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	す。該当機器は各振興局内のネットワーク機器で、機器が未だ使用に耐え得ること、平成 28 年度に松阪市のネットワークの見直しを検討していることから、新規投資の留保、経費削減の必要があり、現システム機器の継続使用、現契約相手との随意契約を行うものであります。 ・再契約の金額で当初契約の 3 分の 1 程度になっております。 ・そうです。平成 28 年度には松阪市全体のネットワークについて再構築を予定していることから、現在必要な環境をできる限り安価に継続させるものです。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	⑦広域情報ネットワーク機器賃貸借契約 ・この契約についても先程と同様の情報ネットワーク機器の賃貸借に係るもので、対象物件は本庁管内に該当します。契約相手は異なりますが、先程と同様の目的、理由で随意契約を行うものであります。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	⑧震災対策農業水利施設整備事業ため池診断業務委託 ・この業務は、平成 17 年度に三重県により実施された、ため池緊急点検のデータベースを基に、ため池の一斉点検を行い、簡易想定浸水区域図を作成するものであります。契約相手については、今回の業務にあたり県との

委 員	事 務 局
・契約額の妥当性についてはどのように確認されているか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	調整役も務めており、毎年、適正化事業により県内 40 箇所のため池調査を実施していること、ため池基本データベースを所持していることなどから業務に精通し、適切に作業を行うことができます。また、簡易想定浸水区域図の作成については、農業工学研究所開発ソフトである簡易氾濫解析を国指定により利用する必要があることから、地方公共団体を除く利用可能な事業者が契約相手に限られ、当該業務を実施するにあたり、随意契約を締結するものでございます。 ・県下自治体との契約実績との比較や、契約額の内訳としては、通常の経費率等と比較しても安価であり、適正なものと確認しております。
	⑨平成 25 年度森林環境創造事業業務委託（県単・間伐）（松阪飯南森林組合整備計画地域） ・森林環境創造事業は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としており、市と森林所有者及び認定林業事業体において 20 年間の「環境林づくり協定書」等の締結が必要となります。事業は森林所有者の同意を得た森林でなければ実施することができないことから、本委託業務の実施においては、20 年間の森林管理に関して森林所有者の同意を得ている森林組合との随意契約となるものでございます。

委 員	事 務 局
・契約額の妥当性についてはどのように確認されているか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	・県の基準単価により積算されており、妥当なものと判断しております。
・委託料の支出は利用人数あたりの計算か、月極めの支払か。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	⑩平成 25 年度選手宿泊業務委託 この業務については、競輪選手の宿泊施設を運営している一般財団法人松阪スポーツ振興研修センターへ、選手宿泊に係る業務を委託するものです。当該費用については、平成 23 年度までは宿泊料として支出しておりましたが、旧財団法人が、公益法人制度改革に伴い一般財団法人へ移行する中で、三重県雇用経済部の指導もあり、性質として宿泊料ではなく委託料であることから委託契約に移行した経緯もございます。施設目的、その施設の管理を当該法人が行っていることから、随意契約を締結するものでございます。 ・利用者数に応じて計算されております。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成 26 年 1 月 21 日（火）の 13：30 からとし、抽出委員は坂本昇委員とする。	